

仙台市産業廃棄物処理指導方針

仙台市環境局資源循環部事業ごみ減量課
初版発行：平成19年 3月
一部改定：令和 6年 4月

目次

第1章 仙台市産業廃棄物処理指導方針の意義	・・・2
第2章 総則	
第1節 仙台市産業廃棄物処理指導方針の位置づけ	・・・3
第2節 仙台市産業廃棄物処理指導方針の適用範囲	・・・3
第3節 用語	・・・3
第3章 適正処理の指導	
第1節 施策の体系	・・・4
第2節 施策の実施内容	・・・5
第4章 循環型社会システム構築に向けた各主体の役割	
第1節 排出事業者の役割	・・・11
第2節 処理業者の役割	・・・11
第3節 本市の役割	・・・12
第4節 市民の役割	・・・12

第1章 仙台市産業廃棄物処理指導方針の意義

現代社会においては、大量生産、大量消費に支えられた豊かな生活を享受することができますが、その反面、大量の廃棄物を生み出し、オゾン層の破壊、地球の温暖化等の問題を引き起こしました。現在ではこれらの環境問題はいつそう深刻化しており、今後の持続的発展を可能にするために、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が地球規模での課題となっています。

本市では、産業廃棄物の分野において、循環型社会システムの構築を基本目標として、発生抑制の推進、資源化(再利用・再生利用)及び減量化の推進、適正処理の確保を基本方針とする5ヵ年計画である「仙台市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、体系的な施策の実施に努めてきましたが、環境関連法規の頻繁な制定・改廃に柔軟に対応し、適正な目標の設定と有意な達成評価を行うため、従来の計画の枠組みを「方針」及び「実施計画」の2部構成に改めました。すなわち、「方針」では特段の計画期間を定めず、基本的枠組みを示し、法改正等に応じて随時改正することとし、「実施計画」では各年度に実施する施策及び数値目標の設定並びに達成評価を行うこととしました。

この「仙台市産業廃棄物処理指導方針」は、基本的な方針や施策を体系化したものであり、各年度に策定する「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の原則となるものです。

第2章 総則

第1節 仙台市産業廃棄物処理指導方針の位置づけ

循環型社会の構築に向け、国においては、循環型社会形成の基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が明確化されました。さらに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が数度にわたって改正される一方、容器包装、家電、食品、建設廃棄物、自動車に関する個別のリサイクル法が制定されるなど、循環型社会の基盤づくりが進んでいます。

本市におきましても、仙台のまちづくりの指針である「仙台市基本計画」、社会経済活動の拡大や都市化の進展等を踏まえた新しい環境行政の枠組みを構築する「仙台市環境基本条例」及びこの条例に基づく環境基本計画である「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」が策定され、各種の施策が展開されています。「仙台市産業廃棄物処理指導方針」は、これらの計画を受け、循環型社会システムの構築に向けて本市が行う産業廃棄物に係る施策を体系化したものです。

第2節 仙台市産業廃棄物処理指導方針の適用範囲

廃棄物処理法で規定されている「産業廃棄物」を対象とします。

第3節 用語

廃棄物	事業活動に伴って発生	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
		事業系一般廃棄物	特別管理一般廃棄物
	家庭から発生	家庭系一般廃棄物	特別管理一般廃棄物

【廃棄物】

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいい、産業廃棄物とそれ以外の廃棄物（一般廃棄物）に大別されます。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類のもの及び輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く）

【特別管理産業廃棄物】

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして特に定められたもの

例）ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む電気機器・油等、有害物質を含む産業廃棄物等、医療関係機関等から排出された使用済み注射針等

第3章 適正処理の指導

第1節 施策の体系

基本目標	基本方針	基本的施策	具体的施策
環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築	発生抑制の推進	排出事業者指導	多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底 多量排出事業者以外の事業者に対する指導
		普及・啓発	排出事業者向け PR の実施 市民向け PR の実施
	資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進	排出事業者指導	多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底 多量排出事業者以外の事業者に対する指導
		建設リサイクル法への対応	再資源化実施の周知徹底 実施状況の把握
		自動車リサイクル法への対応	引取業者及びフロン類回収業者の登録，解体業及び破砕業の許可事務 使用済自動車の解体施設設置に関する指導 情報管理センターからの報告受理及び事業者に対する指導等 関連事業者に対する報告の徴収，立入検査・指導等
		実績管理	資源化・減量化率の目標の設定 実績の把握
	適正処理の確保	排出事業者指導	委託基準，産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用，処理基準，特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の周知徹底 自己処理用許可施設の構造基準，維持管理基準，産業廃棄物処理責任者設置等の周知徹底 処理実績の把握
		収集運搬業者指導	処理基準等の周知徹底 収集運搬実績の把握（収集運搬実績報告書提出の周知徹底） 収集運搬業者に係る優良性の評価
		処分（中間処理及び最終処分）業者指導	施設の構造基準，維持管理基準，処理基準等の周知徹底 焼却施設（自己処理用含む）に適用されるダイオキシン類に係る基準の周知徹底 処分実績の把握（処分実績報告書提出の周知徹底） 処分業者に係る優良性の評価
		処理施設の管理に関する指導	施設充足状況の把握 県との協議及び協力 市民の理解の涵養
		PCB 特別措置法への対応	PCB 廃棄物の保管状況届出義務等の周知徹底 PCB 廃棄物の保管基準等の周知徹底 未確認事業所の把握 PCB 廃棄物処理計画の作成
		フロン回収破壊法への対応	第二種フロン類回収業者の登録事務 第二種フロン類回収量の報告義務の周知徹底 第二種フロン類の適正処理の周知徹底
		広報活動	法令改正等の周知 処理業者情報の公表
		不適正処理への対応	情報処理体制の構築 即応体制の確保 未然防止及び再発防止 関係機関との連携

第2節 施策の実施内容

1 発生抑制の推進

(1) 排出事業者指導

ア 多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底

廃棄物処理法の規定により、前年度に1,000t以上の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物の場合は50t以上)を発生させた事業場を設置している事業者は、産業廃棄物処理計画を作成し、都道府県知事又は指定都市等の長(*)に提出すること、また、その実施状況を報告することが義務付けられています。廃棄物処理法上、発生抑制及び資源化については事業者の努力義務に属しますが、自主努力を促すため、処理計画の作成義務及び実施状況の報告義務の周知徹底を図ります。

* 指定都市等の長 地方自治法に定める指定都市(政令指定都市)、中核市等の長

a 対象事業者把握の徹底

・排出事業者から提出される産業廃棄物管理票交付等状況報告書等により、対象事業者の把握に努めます。

b 作成、報告義務の徹底

・廃棄物処理法に基づき、処理計画及び実施状況報告の提出を求めます。

・立入検査・指導等を行い、処理計画の実施状況に関する実態把握に努め個別に助言・要請を行うことにより、自主努力を促します。

c 公開

・廃棄物処理法の規定に基づき、提出された処理計画及び実施状況報告書を一年間公衆の縦覧に供します。また、縦覧に先立ち、広報紙やホームページ等を通じてあらかじめ市民に対して十分な周知を行います。

イ 多量排出事業者以外の事業者に対する指導

・前年度排出量が 1,000t/年(特別管理産業廃棄物の場合は50t/年)未満の事業者にも立入検査・指導等を行います。

・病院等の特別管理産業廃棄物排出事業者に対し、市保健所が医療法に基づき実施する医療監視に帯同又は単独で立入検査・指導等を行います。

・本市一般廃棄物処理施設において、産業廃棄物排出事業者に対し、搬入禁止等の指導を行います。

(2) 普及・啓発

ア 排出事業者向けPRの実施

排出事業者向け産廃セミナーの実施等を通じ、排出事業者向けのPRに努めます。その他、市の清掃工場における展開検査結果を踏まえた事業系一般廃棄物担当係と連携した立入検査を実施します。

イ 市民向けPRの実施

市民生活と産業廃棄物の関連等について、本市ホームページのほか、出前講座、パンフレット作成、不法投棄防止を呼びかけるラジオスポット放送等により、市民向けPRを行います。

2 資源化(再利用、再生利用)及び減量化の推進

(1) 排出事業者指導

ア 多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底多量排出事業者に課せられた義務の周知徹底を図ります。なお、対象事業者に対する立入検査・指導等を行う場合にも実態把握に努め、個別に助言・要請を行うことにより、自主努力を促します。

イ 多量排出事業者以外の事業者に対する指導

立入検査・指導等を行う場合には実態把握に努め、個別に助言・要請を行うことにより、自主努力を促します。

(2) 建設リサイクル法への対応

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)により、特定建設資材廃棄物(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体、再資源化が義務付けられています。そのため、関係機関と連携をとりながら、法制度の周知徹底を図ります。

ア 再資源化実施の周知徹底

建設リサイクル法により、再資源化が義務付けられる特定建設資材廃棄物が発生する一定規模以上

の解体等の工事については、施主は着手7日前までに都道府県知事又は建築基準法に規定する特定行政庁である市町村の長への届出が義務付けられていることから、届出先の所管課と協議し、規定に該当する工事の情報提供を受けられるようにします。

また、都道府県知事又は指定都市等の長は、その職員に、対象工事の現場等に立ち入り、帳簿等を検査させることができる旨規定されていることから、各区建築部局と合同で行う全国一斉パトロール又は単独のパトロールによる立入検査・指導等を行い、再資源化義務等の周知徹底を図ります。

イ 実施状況の把握

都道府県知事又は指定都市等の長は、対象建設工事の受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関し報告させることができる旨規定されていることから、必要に応じて報告書を提出させることにより、当該工事に係る再資源化等の実施状況の把握に努めます。

(3) 自動車リサイクル法への対応

使用済自動車の新たなリサイクル制度の構築に向け、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を設定するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)が制定され、平成16年7月に解体業及び破砕業の許可制度の施行、平成17年1月1日から本格施行されました。これにより、引取業者及びフロン類回収業者の登録制度、リサイクル料金の預託義務、関連事業者の使用済自動車の引取・引渡義務や一定の行為義務等が発生しました。

ア 引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可事務

自動車リサイクル法の関連事業を行うには、都道府県又は保健所設置市等の長の登録又は許可が必要と規定されていることから、登録・許可の申請等の受付、審査、登録通知書・許可証の交付を行います。

イ 使用済自動車の解体施設設置に関する指導

使用済自動車の解体業許可の取得を円滑に進めるとともに、他法令との整合性を図るために、「仙台市使用済自動車等の解体業の用に供する施設の設置等に関する指導要綱」に基づき、事業者指導に当たります。

ウ 情報管理センターからの報告受理及び事業者に対する指導等

使用済自動車に関連事業者の各段階において、確実に引渡し・引取りされたことを確認するために、中央に情報管理センターが設置されています。

各自治体では事業者の引渡実施報告、引取実施報告がなされない場合に情報管理センターから報告を受理し、必要に応じて事業者に対する指導、助言、勧告、命令を行います。

エ 関連事業者に対する報告の徴収、立入検査・指導等法令遵守を確認するため、関連事業者に対し、使用済自動車等の引取り若しくは引渡し又は再資源化の実施の状況に関し、必要に応じて報告を求め、また、事務所等への立入検査・指導等を行います。

(4) 実績管理

ア 資源化・減量化率の目標の設定

各年度の仙台市産業廃棄物処理指導実施計画において目標を立て、その達成に努めます。

イ 実績の把握

多量排出事業者からの報告により実績を把握します。

ほかに、宮城県が実施する実態調査等の結果を参考に、達成度の評価を行います。

3 適正処理の確保

(1) 排出事業者指導

ア 委託基準、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用、処理基準、特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の周知徹底

a 立入検査・指導等の強化

① 廃棄物処理法の規定により産業廃棄物処理計画の作成が義務付けられている多量排出事業者に対する立入検査・指導等を計画的に実施し、契約書等の点検を行い、廃棄物処理法に適合しているかを確認します。

② 市保健所が医療法に基づき実施する医療監視に帯同又は単独で、病院等に対する立入検査・指導等を計画的に実施し、契約書等の点検を行います。また、感染性廃棄物の保管方法等が基準に適合しているかも確認します。

③その他の事業所(動物病院や、前年度排出量が1,000t/年未満の事業者等)に対する立入検査・指導等も必要に応じて実施します。

④近年各地で土壌汚染が問題となっていることから、汚染を引き起こす危険性のある産業廃棄物(飛散性廃石綿、非飛散性廃石綿等)を排出している事業場に、防止のための周知を行うほか、立入検査・指導等を行う際には、特に保管状況に注意し、基準の厳守を徹底します。

イ 自己処理用許可施設の構造基準、維持管理基準、産業廃棄物処理責任者設置等の周知徹底

自己処理許可施設の構造基準、維持管理基準、特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の周知徹底に向け、施設設置に際して事前協議により厳正に審査するほか、特別管理産業廃棄物管理責任者の届出義務については本市ホームページ等を通じて周知します。

ウ 処理実績の把握

a 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書提出の周知徹底

産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用することが義務付けられています。

また、事業場ごとに、その前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況(産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等)に関する報告書を作成し、その年の6月30日までに、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は指定都市等の長に提出することが義務付けられています。

これらの義務について周知し、報告書の提出を求め、排出事業者の委託状況等の把握に努めます。

c 多量排出事業者の処理計画に係る実施状況報告書提出の周知徹底

多量排出事業者が作成し、本市に提出した産業廃棄物処理計画に係る実施状況報告書の提出を求め、実施状況の把握に努めます。

d 自己処理施設処理実績報告書提出の周知徹底

市長の許可を受けて設置している産業廃棄物処理施設については、許可権者としてその稼動状況等を把握しておく必要があると判断されることから、市の規則により義務付けた報告書の提出を周知徹底することにより、自己処理実績の把握に努めます。

(2) 収集運搬業者指導

ア 処理基準等の周知徹底

必要に応じて立入検査・指導等の体制を強化し、処理基準等の周知徹底を図ります。

イ 収集運搬実績の把握(収集運搬実績報告書提出の周知徹底)

市長の許可を受けて収集運搬業を行っている業者については、許可権者としてその活動状況等を把握する必要があると判断されることから、廃棄物処理法の規定に基づき、市の規則により義務付けた報告書の提出を周知徹底することにより、収集運搬実績の把握に努めます。

ウ 収集運搬業者に係る優良性の評価

排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定します。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、改正法の施行日である平成23年4月1日より運用開始されました。

本制度に基づき、基準に適合した産廃処理業者を認定しています。

(3) 処分(中間処理及び最終処分)業者指導

ア 施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底

必要に応じて立入検査・指導等の体制を強化し、施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底を図ります。

イ 焼却施設(自己処理用含む)に適用されるダイオキシン類に係る基準の周知徹底

ダイオキシン類対策特別措置法において特定施設に該当する産業廃棄物焼却施設等を設置する事業者に対し、適宜立入検査を実施し、構造基準及び維持管理基準の厳守を徹底します。

さらに、当該設置事業者が義務付けられている年1回以上のダイオキシン類濃度測定への立会及び行政測定を実施し、排出基準の厳守を徹底します。

ウ 処分実績の把握(処分実績報告書提出の周知徹底)

許可を受けて業を行っている業者については、許可権者としてその活動状況等を把握する必要がある

と判断されることから、廃棄物処理法の規定に基づき、市の規則により義務付けた報告書の提出を周知徹底することにより実績の把握に努めます。

エ 処分業者に係る優良性の評価

収集運搬業者に係る優良性の評価と同様に、基準に適合した産廃処理業者を認定しています。((2)ウ参照)

(4) 処理施設の管理に関する指導

ア 施設充足状況の把握

産業廃棄物については県域内の処理が基本となるため、県との連絡を密に行いながら、県内、市内の産業廃棄物処理施設の処理能力及び残存容量の把握に努めます。

中間処理施設の処理能力及び最終処分場の残存容量の常時把握に努めます。

イ 県との協議及び協力

廃棄物処理法により、宮城県は「産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項」を含む県域内における廃棄物処理計画の策定が義務付けられており、計画を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないとされていること等を踏まえ、処理施設の充足状況を確認しながら、必要に応じて県との協議及び協力を行います。

ウ 市民の理解の涵養

必要に応じて、処理施設に関する市民向けPRを行い、健全な産業活動を行う上での処理施設の必要性等について、市民の理解の涵養に努めます。

(5) PCB特別措置法への対応

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い等の性質から、熱媒体や絶縁油など幅広い分野で使用されてきましたが、人体や環境への影響が甚大であるため、昭和49年までに製造・輸入・使用が原則として禁止されました。

使用が禁止される前に製造された PCB使用電気機器等の廃棄物(PCB廃棄物)は、処理体制が整備されるまでの間は、排出事業者において適正に保管しなければならないとされました。

こうしたことから、PCB廃棄物の早期処理を実現するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特別措置法)が制定されました。これにより、PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、保管及び処分の状況に関して都道府県知事又は指定都市等の長に届出が義務付けられ、また、PCB廃棄物を他人に譲渡したり、他人のPCB廃棄物を譲り受けることが禁止されました。

また、事業者は、本市を含むエリアでは、令和5年3月31日までに高濃度のPCB廃棄物を自ら処分するか、処分できる業者に委託しなければならないとされており、国は、「日本環境安全事業株式会社(JESCO)」を設立し、全国5ヶ所にPCB廃棄物処理施設を設置し、広域的な処理を行っています。本市のPCB廃棄物は北海道室蘭市に建設された施設で処理されています。

ア PCB廃棄物の保管状況届出義務等の周知徹底

PCB廃棄物を所有する事業者は、毎年度、保管及び処分の状況に関して都道府県知事又は指定都市等の長に届出が義務付けられていることから、その周知徹底を図ります。

PCB廃棄物の保管が判明している事業者については、本市ホームページやパンフレットにより周知するほか、場合によっては立入検査・指導等も行い、届出書提出の周知徹底を図ります。

なお、PCB特別措置法の規定に基づき、提出された届出書を1年間公衆の縦覧に供します。また、縦覧に先立ち、広報紙やホームページ等を通じてあらかじめ市民に対して十分な周知を行います。

イ PCB廃棄物の保管基準等の周知徹底

必要に応じて立入検査・指導等を実施し、廃棄物処理法に定められた保管基準等の遵守についても周知徹底を図ります。

ウ 未確認事業所の把握

PCBを使用した高圧トランス・コンデンサ、蛍光灯安定器等については、現在その存在を確認できない事業者が相当数あります。そこで、関連機関により提供されたデータを元に未確認事業所の把握に努め、制度の周知徹底を図り、立入検査・指導等を強化します。

エ PCB廃棄物処理計画の作成

PCB特別措置法の規定により、国においては、廃棄物処理法に基づく基本方針に即し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」

を策定しており、宮城県においても「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(PCB廃棄物処理計画)の策定作業が進められています。本市は、県のPCB廃棄物処理計画策定に協力し、データ提供等を行います。

(6) 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収破壊法)への対応

ア 第二種フロン類回収業者の登録事務

自動車に冷媒として搭載されているフロン類(第二種フロン類)の取扱いを行おうとする事業者についての新規登録の事務処理を行います。また、既に登録済みの事業者については、更新及び変更の登録並びに廃止の届出に関する事務処理を行います。

イ 第二種フロン類回収量の報告義務の周知徹底

第二種フロン類回収業者に登録されている事業者については、第二種フロン類の回収、保管状況について、報告書提出の通知を行い、提出の周知徹底を図ります。

ウ 第二種フロン類の適正処理の周知徹底

第二種フロン類が適正に処理されるため、関連事業者へ指導、助言、勧告及び命令を行い、適正処理の周知徹底を図ります。

(7) 広報活動

事業者は、事業活動から生じた廃棄物を自らの責任で適切に処理する義務があり、とりわけ産業廃棄物については処理責任が強化されています。事業者は廃棄物の処理を処理業者に委託できますが、その場合においても事業者の責任で、許可を有する処理業者に適正に委託しなければならず、また、委託廃棄物が最終処分されるまで一連の処理工程に責任を負います。それゆえ、事業者が適正処理に必要な情報を随時入手できるよう、本市ホームページや周知チラシ、パンフレット等による広報活動を行います。

ア 法令改正等の周知

廃棄物処理法その他の法令や条例等の改正が行われた場合には、随時本市ホームページでお知らせします。

イ 処理業者情報の公表

a 処理業者名簿の作成・公表

産業廃棄物の処理の委託は、許可を有している処理業者に対して行う必要があるため、本市が許可を与えている処理業者の名簿を作成し、本市ホームページに掲載します。

b 優良認定業者の公表

本市が優良産廃処理業者認定制度に基づき認定した処理業者について、本市ホームページで随時公表します。

c 行政処分の公表

本市が許可を与えている処理業者に対して許可取消等の行政処分を行った場合に、本市ホームページで随時公表します。

(8) 不適正処理への対応

不法投棄や不法焼却(野外焼却)(*)等に迅速に対処し、不適正処理を防止できる体制を構築します。

* 不法焼却とは、木くず、紙くず、廃プラスチック等の廃棄物を、廃棄物処理法の基準を満たす焼却施設を用いずにドラム缶、一斗缶、ブロック積みなどで燃やすことであり、宗教上の行事等の一部の例外を除いて禁止されています。

ア 情報処理体制の構築

a 情報収集

現職警察官及び産廃Gメンの配置並びに産廃110番の設置により情報収集を行い、情報の整理と共有を行います。

b 情報の伝達及び報告

収集した情報を課内で共有するほか、情報の内容・重要性に応じて、他の担当課や局の主管課へ速やかに通知します。

c 情報の管理

継続的指導を要する場合が多いことから、共通の簿冊に情報を一元的に集約し、保管します。

イ 即応体制の確保

現職警察官及び産廃Gメンを配置し、迅速かつ厳正な対処を確保します。

ウ 未然防止及び再発防止

監視パトロール、民間委託による休日パトロール、スカイパトロール(*)の実施、監視カメラ及び告知看板の設置、不法投棄の防止を呼びかけるラジオスポット放送等を実施します。

また、警察と連携をとりながら、告発も視野に入れて、廃棄物処理法に基づく改善命令等の行政処分を厳格に行うほか、再発のおそれのある事業者については、継続的に監視を行います。

* スカイパトロール

地上から把握が困難な不法投棄等の不適正処理の早期発見を目的として、ヘリコプターにより上空から監視パトロールを行います。

エ 関係機関との連携

宮城県警察・仙台市産廃Gメン連絡協議会による宮城県警との連携や、南東北産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議による宮城県・福島県・山形県等との連携などを通じ、関係機関との連携の維持・強化を図ります。

第4章 循環型社会システム構築に向けた各主体の役割

循環型社会システムを構築するためには、関係者それぞれが果たしうる役割がありますので、それを自覚し、自主的にあるいは協力しながら、努力することが求められています。

第1節 排出事業者の役割

1 産業廃棄物の発生抑制の推進

- ① 製造や建設の工程を工夫し、産業廃棄物の発生抑制に努める。
- ② 工程から出る不要物中の有償物の分別・売却に努める。
- ③ 製品の包装や梱包材の簡素化及び再利用に努める。
- ④ 製造にあたっては、製品が、最終的には産業廃棄物、一般廃棄物のいずれかになり、環境に負荷を与えるということを十分に認識し、長寿命やりサイクルしやすい商品の開発にも努める。

2 産業廃棄物の資源化・減量化の推進

- ① 直ちに埋立処分することが可能なものであっても、中間処理による資源化・減量化に努める。
- ② 中間処理において資源化と減量化の両方が可能な場合は、資源化の選択に努める。
- ③ 原料等の購入の際にはリサイクル品の選択に努める。
- ④ 廃棄物交換制度(*)の利用に努める。

* 廃棄物交換(廃棄物斡旋)制度

各工場、事業所などから排出され、廃棄物として処分されているものの中には、有効利用可能な廃棄物が数多くあることから、供給事業所と需要事業所との斡旋を行い、廃棄物の再利用・再資源化、減量化を図る事業であり、(公財)宮城県環境事業公社が行っています。

3 適正処理の確保

- ① 処理責任者の設置等、処理体制の整備に努める。
- ② パソコン管理などにより、処理量などの把握に努める。
- ③ 法による処理計画策定義務対象外の事業者についても、計画策定に努める。
- ④ 処理方法に応じた分別を周知徹底する。
- ⑤ 処理基準を厳守する。
- ⑥ 自己処理施設の設置に努める。
- ⑦ 処理を委託する場合には、委託基準を厳守する。
- ⑧ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する義務を厳守し、産業廃棄物の排出から最終処分までの確認を周知徹底する。
- ⑨ 処理業者の選択に当たっては、施設を現地視察する等、信頼性の確認に努める。

4 自己啓発

- ① 新技術の把握に努め、発生抑制や資源化に有効である場合は、導入に努める。
- ② 適正処理等に関する社員教育に努める。
- ③ 法令等の制定及び改正に注意を払い、対応に遺漏のないようにする。
- ④ 企業の体力に応じて、ISO14001や本市で推進している中小企業向けの環境マネジメントシステムである「みちのくEMS」等の取得に努める。

5 行政の施策に対する協力

- ① 市の規則で定めた各種報告書を期限どおり提出する。
- ② 産業廃棄物実態調査について依頼があった場合は、これに協力する。
- ③ 市が必要に応じて求めた情報は、直ちに提供するよう努める。
- ④ その他行政の実施する施策に対する協力を努める。

第2節 処理業者の役割

1 適正処理の確保

- ① 法令に定められた基準を厳守しつつ、基準は最低条件であることを認識し、より安全な処理に努める。
- ② 排出事業者との意思の疎通を図り、産業廃棄物処理の専門家としての自覚を持ち、必要な助言を行うように努める。
- ③ 施設の維持管理等について、指導を受けた場合は、迅速に対応する。

2 自己啓発

- ① 法令等の制定及び改正に注意を払い、対応に遺漏のないようにする。
 - ② 適正処理等に関する社員教育の周知徹底を図る。
 - ③ 処理技術の向上に努める。
 - ④ 新技術の把握に努め、リサイクル率や処理の安全性を高めるのに有効である場合には導入に努める。
- 3 行政の施策に対する協力
- ① 市の規則で定めた各種報告書を期限どおり提出する。
 - ② 市が必要に応じて求めた情報は、直ちに提供しよう努める。
 - ③ その他行政の実施する施策に対する協力に努める。
- 4 地域との共存
- ① 情報公開を図り、地域住民の理解を得よう努める。
 - ② 町内会活動に対する協力や、自主的な清掃活動等を行い、地域との融和に努める。

第3節 本市の役割

1 産業廃棄物排出事業者としての資源化・減量化への率先的取組

本市の上下水道事業から発生する汚泥や公共工事で発生する建設廃棄物については、資源化・減量化の取組の必要性、重要性が高いことから、本市は、排出事業者として、また、工事発注者として、産業廃棄物の発生抑制、適正処理に努めるほか、資源化・減量化に努める。

2 産業廃棄物に関わる総合的施策の実施

産業廃棄物の発生抑制、資源化・減量化、適正処理の推進等に関して、循環型社会システムの構築という見地から、総合的かつ実効性のある施策の展開に努める。

- ① 排出事業者への指導に努める。
- ② 処理施設や処理・リサイクルに関する情報提供に努める。
- ③ リサイクル推進の見地から、公共施設等への産業廃棄物の再生品利用促進を図る。
- ④ 排出事業者、産業廃棄物処理業者からの相談、苦情に対して適切かつ公正な指導を行う。
- ⑤ 処理業者に対する監視・指導及び行政処分を厳正に行う。
- ⑥ 優良な処理業者の育成に努める。
- ⑦ 処理施設の充足状況を確認しつつ、必要に応じて、廃棄物処理施設の整備について県と協議を行う。
- ⑧ 民間事業者の施設整備に関して支援の必要性が認められる場合には、関係者との調整等を図る。
- ⑨ 市民からの相談、苦情、報告等に対して適切かつ迅速に対応し、課題解決を図る。

3 産業廃棄物処理関連情報の整備

- ① 市内のみならず全国レベルでの産業廃棄物に関する情報収集を行い、必要に応じて市民、排出事業者、産業廃棄物処理業者に提供する。
- ② 中間処理技術、資源化技術等に関する内外の情報を収集、管理し、施策検討の際の基礎情報として活用するとともに、市民、排出事業者、産業廃棄物処理業者からの問い合わせに応じられる体制を整備する。

4 事業者及び市民の啓発

- ① 処理施設の必要性等、産業廃棄物処理に関する市民の理解を深めるため、「仙台市産業廃棄物処理指導方針」及び「各年度仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の内容や、本市の産業廃棄物の実態等について周知を図るなど、啓発活動を積極的に行う。
- ② ライフサイクルアセスメント、環境管理・監査等、最近の廃棄物行政を取り巻く動向について、排出事業者、廃棄物処理業者に対して意識啓発を勧める。

第4節 市民の役割

1 暮らしの中での環境への配慮

- ① 製品の購入の際には、エコマーク商品、グリーンマーク商品等再生品を利用した製品の選択に努める。
- ② 環境に対する負荷を軽減するためには廃棄物の発生抑制が重要であることから、物を大事にする生活習慣を心がける。

2 産業廃棄物に関する行政の施策への協力

- ① 不法投棄防止対策等で行政の施策について、積極的に協力する。